

第 46 号議案 長崎市公民館条例の一部を改正する条例

	ページ
1 長崎市公民館条例の一部を改正する条例の概要……………	1～5
2 長崎市公民館条例新旧対照表……………	6～11

教育委員会  
平成31年2月



# 長崎市公民館条例の一部を改正する条例の概要

## 1 改正理由

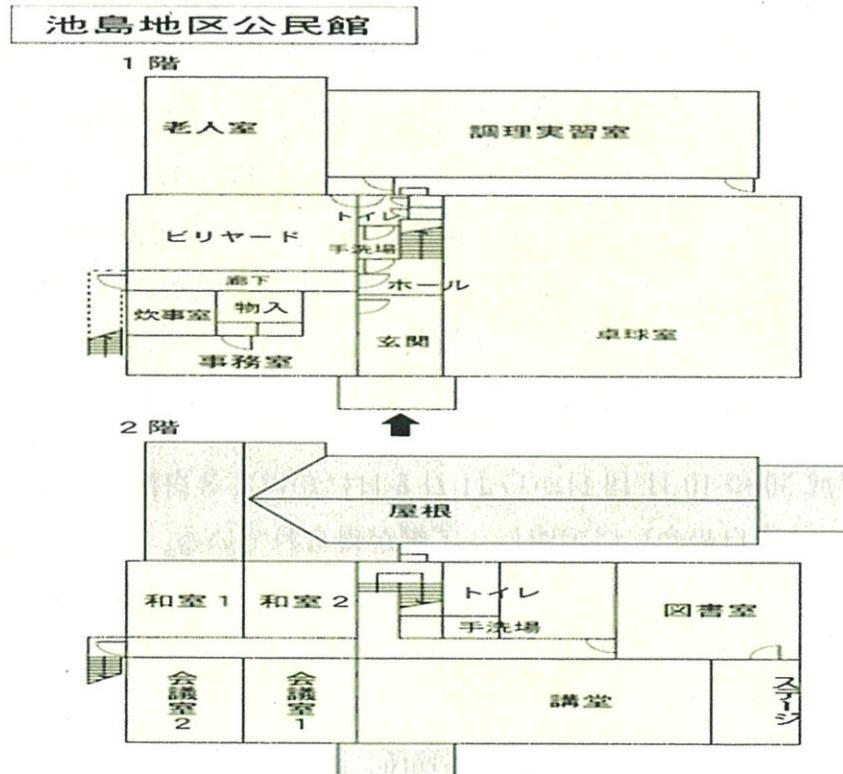
- (1) 昭和 43 年に開館してから建築後 51 年が経過している池島地区公民館について、平成 31 年 3 月 31 日をもって廃止しようとするもの。
- (2) 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により消費税法の一部が改正されたことに伴い、消費税の引上げ分を転嫁するため公民館の使用料を改正しようとするもの。

## 2 改正の内容

### (1) 池島地区公民館の廃止

#### ア 施設概要

- (ア) 所在地 長崎市池島町 1,009 番地 3
- (イ) 開設年月日 昭和 43 年 4 月 1 日 (築 51 年)
- (ウ) 構造など 鉄骨造り 2 階建て  
延べ床面積 611.94 ㎡  
旧耐震 (耐震診断未実施)  
シロアリ被害のため老朽化が著しい
- (エ) 開館時間 午前 9 時から午後 10 時まで
- (オ) 休館日 毎週月曜日、休日の翌日、年末年始  
(12 月 29 日から 1 月 3 日まで)



イ 池島の状況

(ア) 地勢 面積：約 1.0 km<sup>2</sup> 島の周囲：約 4.0 km

(イ) 人口

年 (4.1 現在)	閉山 H13	合併 H17	H25	H26	H27	H28	H29	H30
人口	2,713	498	224	211	177	157	156	140
世帯数	1,369	300	142	138	117	104	105	100

※閉山は H13. 11 末、最大時 7,776 人 (S45. 4)

ウ 池島地区公民館用途廃止の考え方など

(ア) 用途廃止の理由

a 利用者数は減少傾向にあり、利用者についても限定的である。

年 度	貸館	図書室	講座	計
H27年度	62人	109人	24人	195人
H28年度	70人	115人	19人	204人
H29年度	55人	38人	16人	109人

※数値は延べ人数

※貸館は確定申告、保健師相談、行政相談など、講座は外海公民館の出前講座の実施

- b 「池島地区の公共施設のあり方を考える市民対話」（平成 29 年 12 月 18 日、平成 30 年 1 月 26 日開催）の中で「図書機能を残してくれるのであれば、他の施設への移転は賛成。公民館は廃止しても良い。」という意見が出されている。
- c ニーズがある図書室の利用についても月平均 3 名程度なので、外海地域センター池島事務所に図書の貸出し機能を移転することで対応したい。
- d 池島内に池島開発総合センターや池島中央会館があり、地域の会議や出前講座、市が行う行政相談や保健師相談などは、それらを活用して行うことができる。

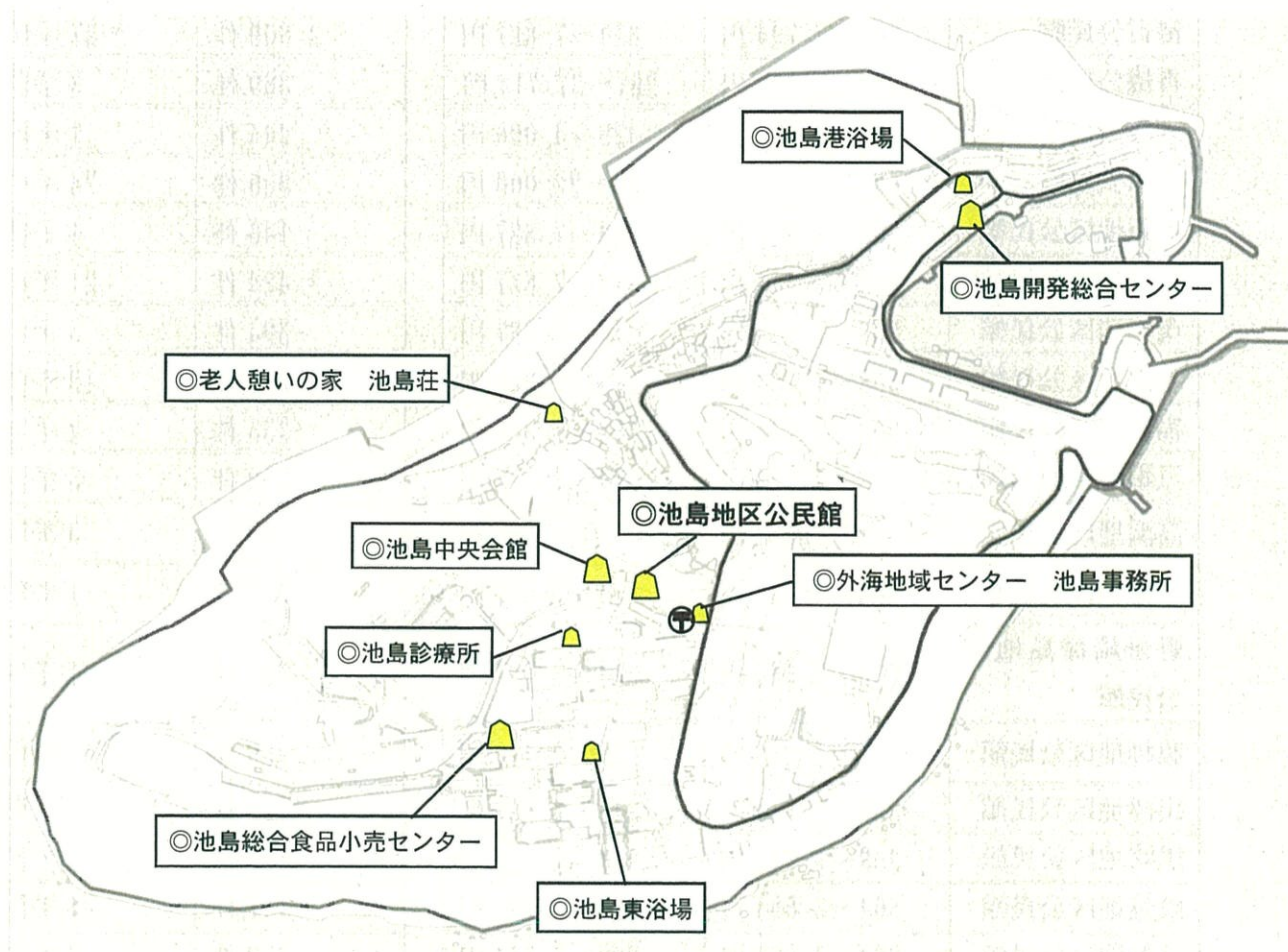
(イ) 地域住民への説明

- a 平成 30 年 10 月 19 日から 11 月 6 日にかけて 3 自治会（港自治会、郷自治会、公営住宅自治会）に説明し、了解が得られている。
- b 「池島地区の公共施設のあり方を考える市民対話」（平成 29 年度開催）で、公民館廃止の方向性について説明した際に異論がなかったことから、自治会長と相談のうえ、公民館の廃止を検討していることを島内 8 公共施設（池島開発総合センター、外海地域センター池島事務所、池島中央会館、老人憩いの家池島荘、池島

港浴場、池島東浴場、池島総合食品小売センター、池島診療所)に11月7日から11月30日まで掲示して意見を求めたが、意見や要望はなかった。

- c 平成30年11月22日開催の池島活性化会議(自治会、炭鉱観光事業、観光コンベンション協会、PTA、学校、ステップアップ池島研究会)に説明し、了解が得られている。

## エ 位置図



## (2) 長崎市公民館条例

区分	現行	改正案
東公民館	102~1,954 円	104~1,990 円
西公民館	308~7,744 円	314~7,887 円
南公民館	308~7,744 円	314~7,887 円
北公民館	308~7,744 円	314~7,887 円
滑石公民館	308~7,744 円	314~7,887 円
香焼公民館	257~37,028 円	261~37,714 円
外海公民館	421~4,021 円	429~4,096 円
三和公民館	864~21,600 円	880~22,000 円
戸石地区公民館	308~7,744 円	314~7,887 円
日見地区公民館	308~7,744 円	314~7,887 円
茂木地区公民館	308~7,744 円	314~7,887 円
大浦地区公民館	308~7,744 円	314~7,887 円
福田地区公民館	308~7,744 円	314~7,887 円
三重地区公民館	308~7,744 円	314~7,887 円
高浜地区公民館	102~432 円	104~440 円
野母地区公民館	308~7,744 円	314~7,887 円
野母崎権島地区 公民館	308~7,744 円	314~7,887 円
脇岬地区公民館	102~432 円	104~440 円
出津地区公民館	308~7,744 円	314~7,887 円
黒崎地区公民館	308~7,744 円	314~7,887 円
蚊焼地区公民館	864~2,694 円	880~2,744 円
為石地区公民館	864~2,694 円	880~2,744 円
川原地区公民館	864~2,694 円	880~2,744 円
合計		

## (参考)

平成 30 年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
2,778 件	53 千円
1,651 件	23 千円
925 件	11 千円
3,521 件	56 千円
2,309 件	37 千円
389 件	8 千円
244 件	1 千円
956 件	24 千円
145 件	1 千円
1,424 件	21 千円
394 件	5 千円
1,047 件	13 千円
235 件	2 千円
338 件	5 千円
710 件	3 千円
445 件	1 千円
284 件	1 千円
456 件	1 千円
151 件	2 千円
189 件	2 千円
117 件	1 千円
259 件	3 千円
163 件	1 千円
19,130 件	275 千円

## 3 施行期日

(1) 池島地区公民館用途廃止 平成31年4月1日

(2) 消費税率の引き上げに伴う使用料の見直し 平成31年10月1日

## 4 長崎市公民館条例新旧対照表

別紙参照

## 消費税率の引き上げに伴う使用料及び手数料の見直しについて

急速な少子高齢化や社会経済状況が大きく変化する中、社会保障費が年々増加し、国及び地方の予算の大きな部分を占めるようになってきており、一方でそれを支える現役世代が減っていくことが懸念されている。このような状況の中、社会保障の持続性と安心の確保及び財政の健全化は重要な課題となっており、その財源確保の方策として、消費税率が平成 31 年 10 月 1 日に 8%から 10%へ引き上げられることとなった。

長崎市においては、消費税率の引上げに伴う円滑かつ適正な転嫁を実施するため、次により使用料及び手数料の見直しを行おうとするもの。

### 1 消費税転嫁対象

非課税、不課税を除く公共施設等の使用料及び各種手数料が対象。  
75 条例が改正対象。

### 2 消費税転嫁の方針

(1) 外税については、100 分の 108 を 100 分の 110 とし、消費税引き上げ分を転嫁する。

(2) 内税については、消費税 5%の時点の単価に 105 分の 110 を乗じた額とし、円未満の端数については切り捨てる。ただし、施設入館料等及び機械機器により徴収する使用料については、10 円単位の転嫁とし、10 円未満の端数は切り捨てる。

※平成 26 年 4 月 1 日に 5%→8%へ転嫁した際、端数を切り捨てていることから、より正しい転嫁を行うため、8%→10%ではなく、5%→10%の転嫁を行うこととする。

※施設入館料等には、プール、浴場、海水浴場、キャンプ場、駐車場等の入場料を含む。

### 3 種別による転嫁単位の例

種別	転嫁単位	種別	転嫁単位	種別	転嫁単位
入館・入場料	10 円単位	宿泊料	1 円単位	附属設備	1 円単位
駐車場	10 円単位	会議室等	1 円単位	模写手数料	1 円単位
ロッカー等	10 円単位	スポーツ施設	1 円単位	各種手数料	1 円単位

長崎市公民館条例新旧対照表

現行	改正後（案）																																				
<p>○長崎市公民館条例</p> <p style="text-align: right;">昭和26年2月6日 条例第19号</p>	<p>○長崎市公民館条例</p> <p style="text-align: right;">昭和26年2月6日 条例第19号</p>																																				
<p>（趣旨）</p>	<p>（趣旨）</p>																																				
<p>第1条 （略）</p>	<p>第1条 （略）</p>																																				
<p>（名称及び位置）</p>	<p>（名称及び位置）</p>																																				
<p>第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎市東公民館</td> <td>長崎市矢上町19番1号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔中 略〕</td> </tr> <tr> <td>長崎市外海公民館</td> <td>長崎市神浦江川町2番地</td> </tr> <tr> <td>長崎市黒崎地区公民館</td> <td>長崎市下黒崎町5,157番地1</td> </tr> <tr> <td>長崎市出津地区公民館</td> <td>長崎市西出津町2,794番地1</td> </tr> <tr> <td>長崎市池島地区公民館</td> <td>長崎市池島町1,009番地3</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔中 略〕</td> </tr> <tr> <td>長崎市為石地区公民館</td> <td>長崎市為石町2,020番地2</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	長崎市東公民館	長崎市矢上町19番1号	〔中 略〕		長崎市外海公民館	長崎市神浦江川町2番地	長崎市黒崎地区公民館	長崎市下黒崎町5,157番地1	長崎市出津地区公民館	長崎市西出津町2,794番地1	長崎市池島地区公民館	長崎市池島町1,009番地3	〔中 略〕		長崎市為石地区公民館	長崎市為石町2,020番地2	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎市東公民館</td> <td>長崎市矢上町19番1号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔中 略〕</td> </tr> <tr> <td>長崎市外海公民館</td> <td>長崎市神浦江川町2番地</td> </tr> <tr> <td>長崎市黒崎地区公民館</td> <td>長崎市下黒崎町5,157番地1</td> </tr> <tr> <td>長崎市出津地区公民館</td> <td>長崎市西出津町2,794番地1</td> </tr> <tr> <td>削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔中 略〕</td> </tr> <tr> <td>長崎市為石地区公民館</td> <td>長崎市為石町2,020番地2</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	長崎市東公民館	長崎市矢上町19番1号	〔中 略〕		長崎市外海公民館	長崎市神浦江川町2番地	長崎市黒崎地区公民館	長崎市下黒崎町5,157番地1	長崎市出津地区公民館	長崎市西出津町2,794番地1	削除	削除	〔中 略〕		長崎市為石地区公民館	長崎市為石町2,020番地2
名称	位置																																				
長崎市東公民館	長崎市矢上町19番1号																																				
〔中 略〕																																					
長崎市外海公民館	長崎市神浦江川町2番地																																				
長崎市黒崎地区公民館	長崎市下黒崎町5,157番地1																																				
長崎市出津地区公民館	長崎市西出津町2,794番地1																																				
長崎市池島地区公民館	長崎市池島町1,009番地3																																				
〔中 略〕																																					
長崎市為石地区公民館	長崎市為石町2,020番地2																																				
名称	位置																																				
長崎市東公民館	長崎市矢上町19番1号																																				
〔中 略〕																																					
長崎市外海公民館	長崎市神浦江川町2番地																																				
長崎市黒崎地区公民館	長崎市下黒崎町5,157番地1																																				
長崎市出津地区公民館	長崎市西出津町2,794番地1																																				
削除	削除																																				
〔中 略〕																																					
長崎市為石地区公民館	長崎市為石町2,020番地2																																				
<p>第3条から第18条まで及び附則 （略）</p>	<p>第3条から第18条まで及び附則 （略）</p>																																				



別表（第8条関係）

1 長崎市東公民館使用料

種別		1時間につき	円
多目的ホール			1,954
研修室	1		257
	2		586
	3		102
	4		205
	5		123
和室	1		174
	2		329
調理実習室			277
備考			
1 多目的ホールを部分的に使用する場合の使用料は、教育委員会規則で定める。 2 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。			

2 長崎市香焼公民館使用料

種別		1時間につき	円	1日につき	円
会議室	1		411		4,937
	2		411		4,937
	3		257		3,085
	4		411		4,937

別表（第8条関係）

1 長崎市東公民館使用料

種別		1時間につき	円
多目的ホール			1,990
研修室	1		261
	2		597
	3		104
	4		209
	5		125
和室	1		178
	2		335
調理実習室			282
備考			
1 多目的ホールを部分的に使用する場合の使用料は、教育委員会規則で定める。 2 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。			

2 長崎市香焼公民館使用料

種別		1時間につき	円	1日につき	円
会議室	1		419		5,028
	2		419		5,028
	3		261		3,142
	4		419		5,028



		421	421	524	740	843	1,162
会議室		740	740	843	1,368	1,481	2,118
講堂		946	946	1,059	1,800	1,902	2,746
会議室及び講堂		1,368	1,368	1,481	2,643	2,746	4,021
視聴覚室		524	524	627	946	1,059	1,481
和室	1	524	524	627	946	1,059	1,481
	2	524	524	627	946	1,059	1,481
	1及び2	843	843	946	1,584	1,686	2,427
調理実習室		740	740	843	1,368	1,481	2,118

5 長崎市池島地区公民館使用料

種別	利用時間	午前9時	午後1時	午後6時	午前9時	午後1時	午前9時
		から正午 まで	から午後 5時まで	から午後 10時まで	から午後 5時まで	から午後 10時まで	から午後 10時まで
会議室	1	円	円	円	円	円	円
		524	524	627	946	1,059	1,481
	2	524	524	627	946	1,059	1,481
講堂		843	843	946	1,584	1,686	2,427
会議室1及び講堂		946	946	1,059	1,800	1,902	2,746
和室	1	421	421	524	740	843	1,162
	2	421	421	524	740	843	1,162
調理実習室		627	627	740	1,162	1,265	1,800

6 長崎市三和公民館使用料

種別	利用時間	午前9時から正午ま	午後1時から午後5	午後6時から午後10
		で	時まで	時まで

		429	429	534	754	859	1,183
会議室		754	754	859	1,393	1,508	2,158
講堂		963	963	1,079	1,833	1,938	2,797
会議室及び講堂		1,393	1,393	1,508	2,692	2,797	4,096
視聴覚室		534	534	639	963	1,079	1,508
和室	1	534	534	639	963	1,079	1,508
	2	534	534	639	963	1,079	1,508
	1及び2	859	859	963	1,613	1,718	2,472
調理実習室		754	754	859	1,393	1,508	2,158

5 長崎市池島地区公民館使用料 削除

種別	利用時間	午前9時から正午ま	午後1時から午後5	午後6時から午後10
		で	時まで	時まで

5 長崎市三和公民館使用料

会議室	1	円	円	円
		864	1,080	1,296
	2	1,080	1,398	1,614
	3	864	1,080	1,296
	4	864	1,080	1,296
ホール		10,800	16,200	21,600
視聴覚室		2,160	2,694	3,240
和室		864	1,080	1,296

7 長崎市蚊焼地区公民館、長崎市川原地区公民館又は長崎市為石地区公民館の使用料

種別	利用時間	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
		円	円	円
会議室		864	1,080	1,296
講堂		1,614	2,160	2,694
和室		864	1,080	1,296
調理実習室		1,614	2,160	2,694

8 前各項に掲げる公民館以外の公民館の使用料

種別	利用時間	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
		円	円	円	円	円	円
研修室又は会議室	100平方メートル以上	1,131	1,378	1,378	2,509	2,756	3,887

会議室	1	円	円	円
		880	1,100	1,320
	2	1,100	1,424	1,644
	3	880	1,100	1,320
	4	880	1,100	1,320
ホール		11,000	16,500	22,000
視聴覚室		2,200	2,744	3,300
和室		880	1,100	1,320

6 長崎市蚊焼地区公民館、長崎市川原地区公民館又は長崎市為石地区公民館の使用料

種別	利用時間	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
		円	円	円
会議室		880	1,100	1,320
講堂		1,644	2,200	2,744
和室		880	1,100	1,320
調理実習室		1,644	2,200	2,744

7 前各項に掲げる公民館以外の公民館の使用料

種別	利用時間	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
		円	円	円	円	円	円
研修室又は会議室	100平方メートル以上	1,152	1,403	1,403	2,555	2,806	3,958

	70平方メートル以上100平方メートル未満	<u>905</u>	<u>1,162</u>	<u>1,162</u>	<u>2,067</u>	<u>2,324</u>	<u>3,229</u>
	50平方メートル以上70平方メートル未満	<u>678</u>	<u>925</u>	<u>925</u>	<u>1,603</u>	<u>1,850</u>	<u>2,528</u>
	50平方メートル未満	<u>462</u>	<u>576</u>	<u>576</u>	<u>1,038</u>	<u>1,152</u>	<u>1,614</u>
講堂	200平方メートル以上	<u>2,057</u>	<u>2,746</u>	<u>2,746</u>	<u>4,803</u>	<u>5,492</u>	<u>7,549</u>
	150平方メートル以上200平方メートル未満	<u>1,697</u>	<u>2,273</u>	<u>2,273</u>	<u>3,970</u>	<u>4,546</u>	<u>6,243</u>
	150平方メートル未満	<u>1,337</u>	<u>1,800</u>	<u>1,800</u>	<u>3,137</u>	<u>3,600</u>	<u>4,937</u>
視聴覚室	100平方メートル以上	<u>2,108</u>	<u>2,818</u>	<u>2,818</u>	<u>4,926</u>	<u>5,636</u>	<u>7,744</u>
	100平方メートル未満	<u>1,059</u>	<u>1,368</u>	<u>1,368</u>	<u>2,427</u>	<u>2,736</u>	<u>3,795</u>
和室	50平方メートル以上	<u>678</u>	<u>936</u>	<u>936</u>	<u>1,614</u>	<u>1,872</u>	<u>2,550</u>
	30平方メートル以上50平方メートル未満	<u>576</u>	<u>699</u>	<u>699</u>	<u>1,275</u>	<u>1,398</u>	<u>1,974</u>
	30平方メートル未満	<u>308</u>	<u>421</u>	<u>421</u>	<u>729</u>	<u>842</u>	<u>1,150</u>
調理実習室	50平方メートル以上	<u>987</u>	<u>1,316</u>	<u>1,316</u>	<u>2,303</u>	<u>2,632</u>	<u>3,619</u>
	50平方メートル未満	<u>360</u>	<u>473</u>	<u>473</u>	<u>833</u>	<u>946</u>	<u>1,306</u>

備考

- 1 ガスを使用する場合は、その実費を徴収する。
- 2 利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。
- 3 利用時間を超過して利用する場合の使用料は、教育委員会規則で定める。
- 4 附属設備の使用料は、教育委員会規則で定める。

	70平方メートル以上100平方メートル未満	<u>921</u>	<u>1,183</u>	<u>1,183</u>	<u>2,104</u>	<u>2,366</u>	<u>3,287</u>
	50平方メートル以上70平方メートル未満	<u>691</u>	<u>942</u>	<u>942</u>	<u>1,633</u>	<u>1,884</u>	<u>2,575</u>
	50平方メートル未満	<u>471</u>	<u>586</u>	<u>586</u>	<u>1,057</u>	<u>1,172</u>	<u>1,643</u>
講堂	200平方メートル以上	<u>2,095</u>	<u>2,797</u>	<u>2,797</u>	<u>4,892</u>	<u>5,594</u>	<u>7,689</u>
	150平方メートル以上200平方メートル未満	<u>1,728</u>	<u>2,315</u>	<u>2,315</u>	<u>4,043</u>	<u>4,630</u>	<u>6,358</u>
	150平方メートル未満	<u>1,361</u>	<u>1,833</u>	<u>1,833</u>	<u>3,194</u>	<u>3,666</u>	<u>5,027</u>
視聴覚室	100平方メートル以上	<u>2,147</u>	<u>2,870</u>	<u>2,870</u>	<u>5,017</u>	<u>5,740</u>	<u>7,887</u>
	100平方メートル未満	<u>1,079</u>	<u>1,393</u>	<u>1,393</u>	<u>2,472</u>	<u>2,786</u>	<u>3,865</u>
和室	50平方メートル以上	<u>691</u>	<u>953</u>	<u>953</u>	<u>1,644</u>	<u>1,906</u>	<u>2,597</u>
	30平方メートル以上50平方メートル未満	<u>586</u>	<u>712</u>	<u>712</u>	<u>1,298</u>	<u>1,424</u>	<u>2,010</u>
	30平方メートル未満	<u>314</u>	<u>429</u>	<u>429</u>	<u>743</u>	<u>858</u>	<u>1,172</u>
調理実習室	50平方メートル以上	<u>1,005</u>	<u>1,340</u>	<u>1,340</u>	<u>2,345</u>	<u>2,680</u>	<u>3,685</u>
	50平方メートル未満	<u>366</u>	<u>481</u>	<u>481</u>	<u>847</u>	<u>962</u>	<u>1,328</u>

備考

- 1 ガスを使用する場合は、その実費を徴収する。
- 2 利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。
- 3 利用時間を超過して利用する場合の使用料は、教育委員会規則で定める。
- 4 附属設備の使用料は、教育委員会規則で定める。